十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第九項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定は法第百三十七条の三第二項の規定の適用を受けようとする相続人が非上場株式等を担保として供する場合について、第二項の規定は税務署長が当該担保を解除した場合について、それぞれ準用する。

第二百六十六条の三第一項中「（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第百三十七条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用を受けようとする者が担保を供する場合の手続については、国税通則法施行令第十六条（担保の提供手続）に定める手続によるほか、非上場株式等を担保として供する場合には、その者が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2　税務署長は、前項の規定により非上場株式等が担保として供されている場合において、当該担保を解除したときは、その者が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類をその者に返還しなければならない。

第二百七十一条第一号中「第二百一条第二号イ」を「第二百一条第一項第二号イ」に改め、同条第二号中「第二百一条第二号ロ」を「第二百一条第一項第二号ロ」に改め、同条第三号及び第四号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用がある場合において、その年において生じた純損失の金額のうちに、法第七十条の二第四項第一号（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）に規定する被災純損失金額と当該被災純損失金額以外の純損失の金額（同条第一項に規定する特定非常災害発生年純損失金額に該当するものを除く。）とがある場合における法第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となる純損失の金額は、当該被災純損失金額以外の純損失の金額から順次成るものとして前項の規定による控除を行う。

第三百四条第一号中「第百五十条第三項」を「第百五十条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第三百十六条の二第一項中「第二項」を「第三項」に、「で法」を「（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）で法」に改め、同条第二項中「第二項」を「第三項」に、「は、次」を「（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、次」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「第百九十四条第五項」を「第百九十四条第六項」に改める。

第三百十八条中「第二項（」を「第三項（」に、「記載した」を「記載をした」に、「を法」を「（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした同号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族を含む。）を法」に、「第百九十四条第二項及び第百九十五条第三項」を「第百九十四条第三項及び第百九十五条第三項」に改める。

第三百十八条の二中「第二項」を「第三項」に、「は、次」を「（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、次」に改める。

第三百十八条の三ただし書中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改める。

第三百四十二条第二項第一号中「いう。）」の下に「又は同条第一項第四号に掲げる電子決済手段等取引業者（次号及び次項において「電子決済手段等取引業者」という。）」を加え、同項第二号中「金融商品取引業者等」の下に「又は電子決済手段等取引業者」を、「の保管の委託」の下に「（当該対価の支払をする者が電子決済手段等取引業者である場合には、株式等の管理）」を、「基づき保管の委託」の下に「又は管理」を加え、同条第三項中「金融商品取引業者等」の下に「又は電子決済手段等取引業者」を加える。

第三百四十八条第一項中「）の譲渡の対価」の下に「（法第二百二十四条の四に規定する対価をいう。以下第三百五十条までにおいて同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「又は登録金融機関」を「若しくは登録金融機関又は同条第三号に掲げる電子決済手段等取引業者」に改め、同条第三項中「登録金融機関」の下に「若しくは電子決済手段等取引業者」を加える。

第三百五十五条第一項を削り、同条第二項中「第二百二十八条の四第三項」の下に「（支払調書等の提出の特例）」を、「を、その者の」の下に「同条第三項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第九条第一項ただし書中「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」に改め、同条第二項中「三年以内」の下に「（所得税法第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合には、五年以内）」を加え、同条に次の一項を加える。

所得税法第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合における法第三条の規定の適用については、同条第五項中「三年以内の各年において」とあるのは「三年以内（所得税法第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合には、五年以内。以下この項において同じ。）の各年において」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和七年一月一日

イ　第一条中所得税法施行令第二百十八条第一項の改正規定、同令第二百六十二条第三項ただし書及び第四項ただし書の改正規定、同令第三百十六条の二の改正規定、同令第三百十八条の改正規定、同令第三百十八条の二の改正規定並びに同令第三百十八条の三ただし書の改正規定

ロ　第二条中災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第一項ただし書の改正規定

ハ　附則第六条の規定

二　第一条中所得税法施行令第四条第一号の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第五十九条の改正規定、同令第三百四十二条の改正規定及び同令第三百四十八条の改正規定　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

（暗号資産の取得価額に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第百十九条の六第一項の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得をする所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産について適用し、個人が施行日前に取得をした所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）第一条の規定による改正前の所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産については、なお従前の例による。

（信用取引による暗号資産の取得価額に関する経過措置）

第三条　新令第百十九条の七の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第四条　新令第二百十七条第二号の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した同項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。